

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会

第103号

平成24年1月10日発行

会報

(発行)

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会
〒162-0051 東京都新宿区西早稲田2-2-8
(社会福祉法人 全国心身障害児福祉財団内)
電話 (03) 5272-1210
FAX (03) 5272-1213
ホームページアドレス <http://www.zsp.jp/>

新しい年を迎えて

新しい年を迎え、東日本大震災は昨年の出来事になってしまいました。しかし、ながら、未だに仮設住宅にお住まいの方、住みなれた居住地を離れている方、そのお気持ちはどうのようにつらいものか私たちには、図り知れることだと思います。

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会(略全肢P連)では、23年8月19日(土)~21日(月)に神奈川県横浜市で全国大会を開催しました。平成23年度「第54回神奈川大会」では参加者の皆様に折り鶴を折っていました。それを神奈川県立麻生養護の皆様が中心となり、被災地の特別支援学校(肢体不自由校)へ送るという企画を致しました。

皆様のお力と、温かいお気持ちが被災地へのエールになればと思います。



全国肢体不自由特別支援学校
PTA連合会
会長 濱川 浩子
(東京都立墨東特別支援学校PTA会長)

全肢P連 義援金の専用口座のお知らせ

[振込先]

三菱東京UFJ銀行
千住(せんじゅ)支店 (店番166)
(普通口座)0062755
(名義)佐竹京子

*義援金口座の問い合わせが多いため、現在でも開設中です。平成24年度の役員会、総会で義援金について報告をする予定です。

義援金口座開設は平成24年7月頃までを予定をしておりますので、よろしくお願いします。



【全肢P連会報 編集コラム】

今回の会報は、厚生労働省で協議されている介護職員等(教員含む)による、医療的ケアについて全国特別支援学校肢体不自由教育校長会の三室会長から解説していただきました。

特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒は年々増加している状況の中、学校内の医療的ケアについては保護者の皆様には関心の高いことだと思います。

また、昨年11月に行われました、肢体不自由教育校長会の全国大会(高知大会)を掲載いたしました。是非、ご一読ください。

《事務局長 佐竹京子》

特別支援学校の医療的ケア

全国特別支援学校肢体不自由教育校長会 会長 三室 秀雄
(東京都立光明特別支援学校長)

社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律が成立し、平成二十四年四月一日より介護職員等（教員を含む）が医療的ケアを実施できるようになりました。この法案の成立は、医療的ケアが必要な児童生徒の地域での生活の拡大につながります。法案の成立に伴い検討が進められている特別支援学校での医療的ケアについて説明いたします。

一、特別支援学校での医療的ケア

昭和七年（八十年程前）、日本で最初の肢体不自由児のための学校が、東京麻布に開校しました。東京市立光明学校（現在の東京都立光明特別支援学校）です。その学校には、開校当初より看護師が勤務していました。肢体不自由教育は医療との連携の中ではじまりました。当時の看護師の役割は、健康観察や投薬などでした。

医療技術の進歩に伴い、三十年ほど前から、「たんの吸引」や「経管栄養」等の医療的ケアの必要な児童生徒が、養護学校（現在は特別支援学校）に通学するようになりました。当時は、保護者が学校で医療的ケアを行っていました。

その後、医療的ケアの必要な児童生徒が増加し、平成十年度から文部科学省は、盲・聾・養護学校における医療的ケアに関するモデル事業を始めました。

看護師が常駐し、看護師の具体的な指示のもと教員が一部の行為を行うことで、安全が確保できること、授業の継続性が確保されること、登校日数が増加することなどの成果が示されました。

平成十六年、このモデル事業の成果を踏まえて、厚生労働省の「在宅及び養護学校における日常的な医療の医学的・法律的整理に関する研究（平成十六年度厚生労働科学研究費補助事業）」において検討・整理を行い、その報告を受け、厚生労働省から「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（厚生労働省医政局長通知）」が出されました。この通知において、看護師が常駐すること、教員が必要な研修を受けること等を条件とし、実質的違法性阻却の考え方に基づいて特別支援学校の教員がたんの吸引や経管栄養を行うことは「やむを得ない」とする考えが示されました。これ以後、特別支援学校の医療的ケアの体制が整えられ、各地の特別支援学校で実施されるようになりました。

この委員会の検討を踏まえて、平成二十三年六月、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正する法律」が成立しました。この法改正に伴い、平成二十四年四月一日より研修を受けた介護職員等（教員を含む）は、医療的ケアが実施できるようになりました。

介護職員等が五十時間の講義等の研修と実地研修を受け、実施者として認められれば、一定の条件の下でのたんの吸引と経管栄養を実施することができるようになりました。

学校のように特定の人だけを対象にたんの吸引や経管栄養を行う場合には、九時間の講義等の研修と実地研修の後、実施者として認められれば、その特定の人に対する特定の医療的ケアが実施できるようになりました。

法律家・医療ケアを受けている当事者・親の会の代表・学校関係者等が委員として参加しました。

委員会では、医療従事者だけでなく、介護従事者がたんの吸引や経管栄養を実施することについては、全ての委員が賛成の意思を示しました。安全に実施するために多くの意見が交換されました。検討結果に基づき、不特定の者に対して医療的ケアを実施する場合と、特定の者に対して実施する場合とに分けて研修等の方策がまとめられ、研修モデルの検証が行われました。

この委員会の検討を踏まえて、平成二十四年六月、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正する法律」が成立しました。この法改正に伴い、平成二十四年四月一日より研修を受けた介護職員等（教員を含む）は、医療的ケアが実施できるようになりました。

今回の法制化により、これまで違法性

阻却として「やむを得ない」として認められた医療的ケアの実施が法的に認められるようになりました。今後、高齢者の介護と共に、障害児者に関係する施設等で医療的ケアが広がっていくことが期待されます。

これまで、盲・聾・特別支援学校において看護師を中心として教員が看護師と連携しながら安全に医療的ケアを実施してきたこと等が、この法案の成立につながりました。

これまで、盲・聾・特別支援学校において看護師を中心として教員が看護師と連携しながら安全に医療的ケアを実施してきたこと等が、この法案の成立につながりました。

これまで、盲・聾・特別支援学校における医療的ケアの検討が必要になりました。

平成二十三年十一月、文部科学省に「特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議」が設けられました。検討委員会には、医師・大学等の学識経験者と共に、本会の濱川浩子会長や学校関係者が参加しました。

法改正に伴う主な検討内容は次の内容です。

①実施できる医療的ケア

実施できる行為は、口腔内のたんの吸引・鼻腔内のたんの吸引（咽頭の手前ま

での吸引）と気管カニューレ内の吸引。

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養・経鼻経管栄養（但し、チューブが胃の中に挿入されていることの確認は、看護師が行う）が法的に認められました。

検討会議の中で、学校では車いすの乗り降りや、身体を動かす指導が行われることから、安全性を考え、チューブが胃の中に挿入されているかを、看護師等が個々の児童生徒等の状態に応じて必要な頻度で確認を行うこととされました。

今回、法的に認められた医療的ケア以外の行為として、酸素吸入等を行っている児童生徒等の状態を見守ることや機械機器の準備や装着を手伝うことも「教員の可能な行為」として話し合われました。

②実施のための体制

今回の法改正では、医療的ケアを実施するため、特別支援学校は登録特定行為事業者として都道府県に登録することが必要になります。

都道府県教育委員会は、特別支援学校が医療的ケアを安全に実施できるよう、看護師の配置、医師及び医療機関との連携協力、医療的ケアのできる教員の養成、看護師と医療的ケアを行う教員との連携及び役割の分担、安全に関する事例の蓄積や分析を行い管理する体制を整備することが必要です。

③実施のための研修

法改正に伴い、都道府県や登録研修機関で研修を行うことが必要になります。特別支援学校の教員の場合は、教育委員会が研修を行い、実地研修等を教育委員会の委託を受けて特別支援学校で行うことが、検討されています。

研修の内容は、障害や医療的ケアに関する基本的な知識・技術と障害児者の地域生活等に関する内容です。九時間の研修を修了し、知識等の確認が行われた後に、実地研修を行います。実地研修では、児童生徒等の状態に応じて必要な頻度で確認を行います。実地研修では、児童生徒等の状態に応じて必要な頻度で確認を行います。実地研修では、

④保護者の役割

特別支援学校で医療的ケアを行うことは、医療機関等において治療の目的から医行為を行うことは異なり、安全な環境で教育を受けられるようになります。

日々の健康状態等を学校と保護者が共有する事が大切であり、児童生徒等が教育を受けられる状態にあることが前提となります。看護師や教員の対応能力に限りがあることや、児童生徒等の健康状態が優れない場合の無理な登校は適切でないことなどを見識し、学校と保護者が相互に連携し医療的ケアを推進することが必要です。

⑤医療的ケアを行う場所

学校内での医療的ケアと共に、遠足や社会見学など校外学習での医療的ケアも検討されました。校外での医療的ケアは、校内で行うことと比べてリスクが大きいことから、看護師等が対応することが基本となります。なお特別な場合として、個々の児童生徒等の状態に応じて看護師等以外の者が対応することが可能と判断された場合には、医療的機関等との連携協力体制、緊急時の対応を十分確認の上、医療的ケアの実施者に認定された教員等が実施することについても話し合われました。校外での医療的ケアについては、安全を配慮した慎重な対応が必要です。

⑥経過措置

新しい制度に変わったことによる混乱がないよう、医療的ケアを行ってきた教員は、都道府県知事から特定医行為従事者認定証の交付を受けることができます。しかし、新制度による実施には、手続き等の時間がかかることも考えられ、次年度は、教員による医療的ケアの実施時期が遅れることも予想されます。

第五十七回全国肢体不自由教育研究協議会

「高知大会」報告 東京都立八王子東特別支援学校長（全肢長事務局長）田村康一朗

平成二十三年十一月十六日から十八日の三日間の日程で、高知県高知市において、第五十七回全国肢体不自由教育研究協議会「高知大会」が開催されました。

大会主題は、「自立と社会参加につなげる特別支援教育の推進～確かな授業改善をめざして～」です。第一日目が全国特別支援学校肢体不自由教育校長会（全肢長会と表記）の研究協議会の場となっています。また、一二・三日目は、全国肢体不自由教育研究協議会（全肢研と表記）として、第一日目参加の校長に加え、全国の肢体不自由校から派遣された教職員代表や関係者が多数参加する全国規模の重要な大会です（参加者…五百十八名）。本誌面をお借りして高知大会概要について御報告します。

（第一日目…全肢長会研究協議会）
〈全体研究協議会〉
◆「特別支援教育の発展のため肢体不自由教育が担うべき役割と学校経営の在り方」
提案「授業力の向上を目指して」
教員のモチベーションを高めるためにも伊丹市立伊丹特別支援学校長 橋詰和也
〈分科会・学校経営〉
提案「授業づくり明日を拓く人づくり」
生きる力を育む授業づくりの実践）
栃木県立のざわ特別支援学校長 尾花正一

（第二日目…全肢研）
〈全体研究協議会〉
◆「障害者制度改革の動向（教育分野）と肢体不自由教育の課題」
文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課特別支援教育調査官 下山直人先生
記念講演「自分らしく生きる」
高知県立障害者スポーツセンター スポーツ指導員 片岡優世先生
〈分科会〉
肢体不自由特別支援学校の今日の状況や改善課題を踏まえ、今大会から分科会構成が大きく変わりました。また、提案校選定方法についても変わりました。全国各地区から寄せられた多数の推薦候補の中

提案「学校改革1000日プランによる経営報告と新たな挑戦」

都立八王子東特別支援学校長 田村康一朗

〈分科会・研究研修・教育課程〉

提案「知能併置校における教育課程のあり方」→稻荷山養護学校の試行（

長野県稻荷山養護学校長 水内秀雄

提案「障害の重い子どもの教育課程改善への取り組み／校内研究／自立活動を中心とした教育課程における教科の可能性の研究から」

長崎県立長崎特別支援学校長 野田勲千代
◆過去五大会では「学習指導・教育課程等」として一分科会設定でしたが、学習指導を教育課程別に3分科会に増設し、指導実践提案数を拡大しました。また、訪問教育については独立分科会とせず、提案に応じた学習指導等の分科会に自由に提案できるように改めました。

（第三日目…全肢研）
〈全体会〉
講話「障害者制度改革の動向（教育分野）と肢体不自由教育の課題」

（④）学習指導Ⅲ（自立活動を中心とする教育）

分科会

（⑤）自立活動分科会

（⑥）健康教育分科会

（⑦）情報教育・支援機器の活用分科会

（⑧）生活指導及び寄宿舎教育分科会

（⑨）キャリア教育及び進路指導分科会

◆学習指導要領の改訂等を踏まえ、従来の進路指導分科会を発展させ、キャリア教育・進路指導分科会としました。

（⑩）地域との連携分科会

◆これまで、センター的機能や交流教

から大会事務局が提案者を選定し、依頼する方式を取り入れ、全国各地の選りすぐりの実践が全国発信できる形が整いました。

育・個別の教育支援計画等に独立していた分科会を統合し、地域連携の視点で総合的に研究協議できるよう改めました。

〈ボスター発表〉

分科会構成に準拠して合計三十一のボ

スター発表があり、大変充実していました。抄録も大会冊子に収録されました。

（パネルディスカッション）
「高知若草養護学校の授業改善」

（小学部「朝の会」の授業改善の取組）
どの学校でも毎日行われている「朝の会」にスポットを当て、授業改善の経過や改善手

法についての報告提案を受けて、パネリストの専門家から意見・考察を戴きました。多くの参加者が共有できる指導課題「朝の会」を

取り上げたことにより、「高知からの授業改善のメッセージが皆に伝わった」との声がアンケートで多数寄せられました。



分科会の様子